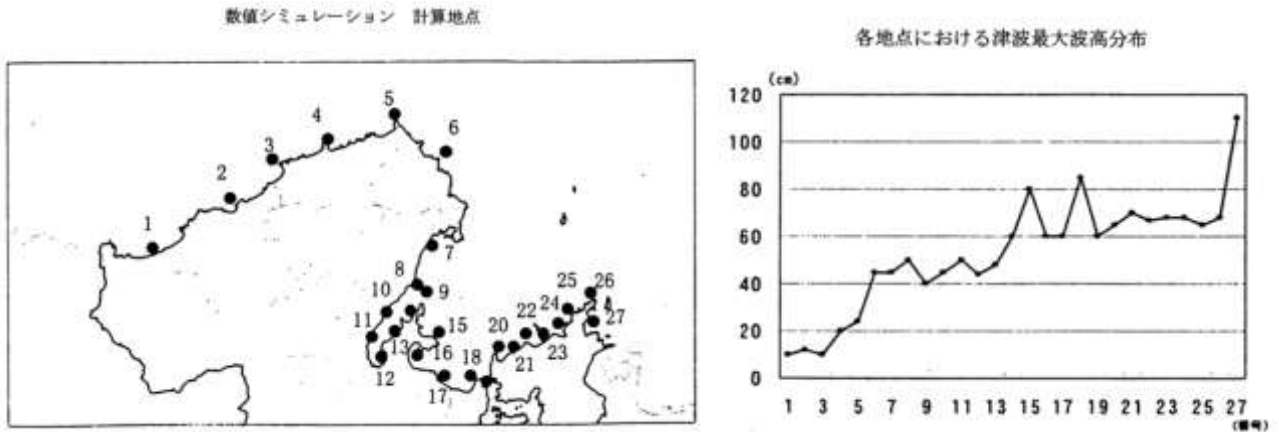


京都府津波浸水想定の設定について

経緯

京都府の津波対策等の状況については昨年 4 月に開催した地域防災の見直し部会で報告を行い、国から津波予測に関するデータが公表されるまでは隣接県の想定を準用することとしていたところだが、昨年 8 月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会（事務局：国土交通省等）」から日本海沿岸での最大クラスの津波高が公表され、本府においてもこの結果を踏まえた津波浸水想定を設定することとした。

【津波対策基礎調査結果（平成 10 年公表）】



【日本海における大規模地震に関する調査検討会報告（平成 26 年 8 月）】

市町村	最大津波高	断層位置※1	平地の最大津波高※2	断層位置
舞鶴市	6.1m	F49	3.9m	F24
宮津市	2.8m	F53	2.1m	F24
与謝野町	0.5m	F53	0.5m	F53
伊根町	7.2m	F49	4.3m	F49
京丹後市	6.1m	F49	4.1m	F49

※1 断層位置は資料 2-4 のとおり

※2 「平地」とは海岸線から 200m 程度の範囲において標高が 8m 以下となっている沿岸

日本海側の津波予測等について

こ れ ま で の 経 過	<p>①京都府地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若狭湾内断層による津波として、府内27地点で10cm～110cmを想定（H10年度） <p>②東日本大震災以後の地域防災の見直し部会等での議論（H23年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆緊急・短期的に対応すべきもの <ul style="list-style-type: none"> ・日本海側は大きなプレート境界が少なく、水深も浅いため、高い津波は想定しがたい。海底断層のデータがなく検討が進まないため、国の調査実施を強く要請 ◆中長期的に対応すべきもの <ul style="list-style-type: none"> ・津波が発生した場合の対応については、国の調査結果等を踏まえ、検討しておく必要 <p style="text-align: center;">⇓</p> <p>○津波防災地域づくりに関する法律（H23.12.27施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は基礎調査を基に津波を発生させる断層モデル等津波浸水想定の設定に必要な情報を提供予定。都道府県はこれを基に最大クラスの津波による浸水想定を設定することとされている ・日本海側の各府県では浸水想定未設定 <p>○国土交通省日本海における大規模地震に関する調査検討会(H25.1～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の調査による知見を踏まえ、断層モデルや各市町村ごとの津波高を取りまとめ <p>○日本海地震・津波調査プロジェクト（調査期間：H25～32）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本海側の地震・津波発生モデルを構築の上、日本海側の地震・津波想定や防災対策の検討に資するデータを提供予定 <p style="text-align: center;">⇓</p> <p>③前回の地域防災の見直し部会での議論（H26.4.14）</p> <p>①国が公表するデータの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的には日本海地震・津波調査プロジェクトの結果を踏まえることが最適 ・日本海地震・津波調査プロジェクトの結果が公表されるまでの間は、国土交通省の調査検討会の公表データを活用 <p>②当面の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面、訓練等には、隣接県の想定(3.2～5.9m)を活用 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>隣接県の津波高想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県(H24) 5. 9 m [若狭海丘列付近断層] <li style="padding-left: 20px;">3. 3 m [野坂、B及び大陸棚外縁断層] <li style="padding-left: 20px;">3. 2 m [越前堆列付近断層] ・兵庫県(H12) 3. 6 m [隠岐舟上海盆を挟む2つの活断層] </div> <p style="text-align: center;">⇓</p> <p>④国土交通省の調査検討会のデータ公表（H26.8）</p>
---------------------------------	---

今 後 の 対 応 案	<p>①津波浸水想定の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国交省により公表されたデータを活用して、津波浸水想定を設定 <p>②地域防災計画の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表された市町村ごとの最大津波高（0.5m～7.2m）を地域防災計画に記載
----------------------------	---

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。

施策の背景

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復興にあたっては、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを推進する必要がある。また、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設する必要がある。

このため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進する

概要

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）**を作成することができる。

特例措置

（推進計画区域内における特例）

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の容積率規制の緩和

都道府県による
集団移転促進事業計画の作成

一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画

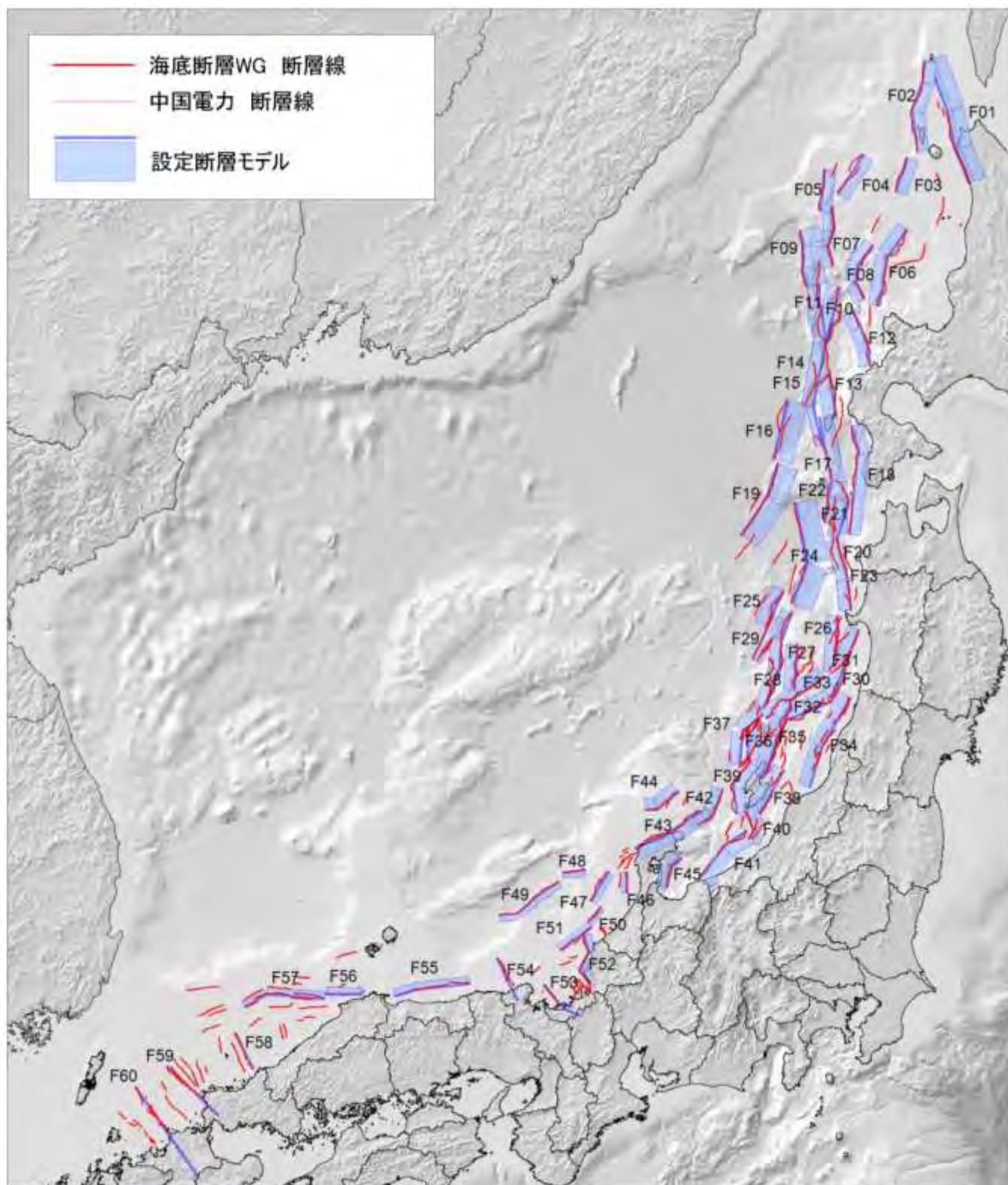
津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の**津波防護施設**の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- 都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。
- 都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

日本海における大規模地震に関する調査検討会 津波断層位置図



京都府津波浸水想定検討委員会の設置について

1 構成委員（案）

（1）方針

京都府防災会議地域防災の見直し部会に津波防災対策に係る委員会として設置する。

（2）委員

氏名	現職	分野	備考
林 春男	京都大学防災研究所 教授	防災全般	地域防災の見直し部会 部会長
澤田 純男	京都大学防災研究所 教授	地震工学	地域防災の見直し部会 委員
井合 進	京都大学防災研究所 教授	液状化	地域防災の見直し部会 委員
牧 紀男	京都大学防災研究所 教授	防災計画	地域防災の見直し部会 委員
鈴木 進吾	京都大学防災研究所 助教	津波防災	地域防災の見直し部会 委員

※ 地域防災の見直し部会委員のうち、地震・津波に係る委員を選定

2 協議内容（概ね3回の開催を予定）

第1回：浸水想定の方性の決定【平成27年5月14日】

- ・ 津波浸水想定までの工程
 - ・ 浸水想定実施に伴う必要事項
- 浸水想定を行う断層モデルの抽出、計算条件の検討

第2回：浸水想定を作成【平成27年8月頃】

- ・ 地域海岸の設定
- ・ 過去に発生した津波高の整理（実績・想定）
- ・ 最大クラスの津波の設定・収集データの確認

第3回：浸水シミュレーションの検証【平成27年12月頃】

- ・ 複数の予測計算結果の妥当性の検証